

# 石川県弓道連盟報酬、旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、石川県弓道連盟規約第20条にもとづき、石川県弓道連盟(以下「本連盟」という。)役員等の報酬及び旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 予算の定めるところにより、次の本連盟役員に対し、行動費として報酬を支給する。

- (1) 会長
- (2) 理事長
- (3) 副理事長
- (4) 事務局長
- (5) 会計

2 前項の報酬(行動費)は年額とする。

3 次条第2号に該当する場合は、予算の定めるところにより、日当を支給する。

(旅 費)

第3条 次の事由に該当する場合には旅費を支給する。

ただし、県連以外の団体からの要請にもとづく会議等で、当該主催団体等が別途旅費を負担する場合において、当該額が実費を下回る場合はその差額を補填支給し、当該額が実費相当額であれば旅費を支給しない。

- (1) 役員が、本連盟職務遂行のための会議等に出席するとき。
- (2) 役員又は会員が、次の本連盟業務を執行するとき。
  - ① 弓道審査会に審査員又は補助員として出席するとき。
  - ② 本連盟主催の各種講習会に役員又は講師として出席するとき。
- (3) 本連盟の要請(本連盟の推薦を含む)に基づき、会員が県内外の大会や講習会等に出席するとき。
- (4) 前号の他、役員等が県外の大会等における役員業務の遂行のため、または本県選手の激励のために出席した場合
- (5) その他、会長の指示に基づき旅行を行うとき。

(旅費の支給基準)

第4条 前条の旅費の支給額は、次の基準による。

- (1) 県内旅費は、石川県職員の旅費支給に関する規程に準じて本連盟が別に定めた基準による交通費の額とする。
- (2) 県外旅費は、交通費の実費相当額とする。ただし、前条第3号第4号及び第5号の場合は本連盟が定めた限度額によることができる。
- (3) 宿泊を伴う場合は、交通費のほかに実費又は定額により宿泊料を支給する。

(復 命)

第5条 第3条第1号、第3号及び第5号による場合は、当該用務終了後速やかに復命書又は結果報告書を作成し、本連盟会長あてに提出しなければならない。

(報奨の処理)

第6条 本連盟の補助金等を受けた競技会に出場し、その結果外部団体より与えられた金銭その他の報奨は本連盟に納入するものとする。その処理方法については、理事会で協議し決定する。

(運 用)

第7条 この規程の運用にあたり必要な事項は、理事長が会長と協議のうえ別に定める。

附 則

- 1 本規程は、平成18年2月5日から実施する。
- 2 平成20年4月1日 一部改正
- 3 平成24年4月1日 一部改正
- 4 平成25年4月1日 一部改正
- 5 令和元年5月1日 一部改正